

トラブル多発しています！

住宅建設時のごみ集積施設については早めにご確認を

ごみ集積施設の設置について

神戸市では一般家庭から排出される廃棄物を効率的に収集し良好な生活環境の確保に努めるため、住宅を建設する場合に、ごみ集積施設の設置に関する協議を行っています。

■ 協議対象

(開発条例に基づく協議)

- ・ 開発行為であって、開発許可または都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の協議の成立を要するもの
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 戸建住宅 20 戸以上、集合住宅 20 戸以上（ワンルームマンションは 10 戸以上）

(美化条例に基づく協議)

- ・ 6 戸以上の共同住宅（設置の努力義務。令和 6 年 10 月～）

(その他)

- ・ 上記に該当しないが、新たに集積施設を設置する場合

※詳細は神戸市のホームページのサイト検索で「ごみ集積施設の設置について」へ

！！上記の協議対象に該当しない場合でも早めのご相談を！！

やむを得ず敷地内にごみ集積施設等を設置できない場合は、周辺にある既設のクリーンステーションをご利用いただくこととなりますが、既存のクリーンステーションは使用されている地域の方々が管理をされていますので、早めに相談していただき、同意を得たうえで使用してください。

たとえ戸建 1 軒でも既設のごみ集積施設の利用となります。

地域の方（管理者）の同意が得られない場合は、敷地内に設置する必要がありますので、各区の環境局事業所までご相談ください。

◆環境局事業所連絡先

東灘事業所 TEL078-841-0161 FAX078-841-0179

灘事業所 TEL078-871-1081 FAX078-871-1083

中央事業所 TEL078-251-3521 FAX078-251-3359

兵庫事業所 TEL078-652-0981 FAX078-652-0983

北事業所 TEL078-581-0460 FAX078-581-0463

長田事業所 TEL078-652-1441 FAX078-652-1443

須磨事業所 TEL078-731-2041 FAX078-731-2043

垂水事業所 TEL078-783-0333 FAX078-783-0348

西事業所 TEL078-961-1414 FAX078-961-1416